



鴨川市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年 9 月 28 日

鴨川市長

佐々木 久之

鴨川市条例第 26 号

鴨川市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鴨川市社会体育施設の設置及び管理に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 92 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表鴨川市宮運動広場の項を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。